

第24日

令和7年9月26日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

議事に入ります前に、9日の大庭議員の一般質問に対する答弁について、執行部から訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。教育長。

○教育長（早野展生君） 去る9月9日、15番議員、大庭きみ子議員の一般質問の件名1.不登校児童生徒の支援についての質疑の中におきまして、フリースペースよつばを教育長は見に行かれたことがありますでしょうか、という質問に対し、私が今のところ毎年行かせていただいておりますとお答えをした件につきまして、正確には毎年ではございませんでした。訂正をさせていただきますとともに、関係者の方々に御迷惑をおかけしたことに對しおわびを申し上げます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 大庭議員、よろしいでしょうか。

ただいまの執行部の発言のとおり、訂正することについては、議長において許可をいたします。

それでは議事に入ります。審査結果報告書をお開きください。委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第72号議案外4件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君登壇）

○総務文教常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第72号議案外4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第72号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を改正するものです。

改正の内容は、1点目に、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価を改正前の7円73銭から改正後は8円38銭に引き上げるものです。この単価に、市長選挙のビラ作成限度枚数である1万6,000枚及び市議会議員選挙の作成限度枚数である4,000枚を乗ずると、それぞれの選挙における公費負担限度額は、市長選挙で改正前より1万400円増の13万4,080円、市

議会議員選挙で改正前より2,600円増の3万3,520円となります。

2点目に、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価を改正前の541円31銭から改正後は586円88銭に引き上げるものです。ポスター掲示場の箇所数を直近の参議院議員選挙における171か所とした場合、この単価から算出される公費負担限度額は、改正前より7,866円増の41万6,727円となります。

審査に当たりましては、本改正の根拠である公職選挙法施行令の改正が物価高騰の影響によるものであるのかとの点についてたどりました。

執行部によりますと、作況の物価変動の影響を考慮し、法改正が行われたものであり、地方においても所要の措置を講ずるようとの国からの通知がなされているものであるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第73号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

まず、朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容についてです。

1点目に、職員本人またはその配偶者が妊娠し、出産したこと等の申出た場合における、育児休業制度の情報提供等に合わせ、所要の措置を行うことを義務づけるものです。改正により、新たに義務となる事項は、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報の提供、当該制度の利用に係る意向確認、仕事と育児の両立の支障となる事情の改善に係る当該職員の意向確認及びその確認した事項への配慮を行うことの4点です。

2点目に、先に述べました新たに義務となる事項について、3歳に満たない子を養育する職員に対しても、一定の期間内に所要の措置を行うことを義務づけるものです。

次に、朝倉市職員の育児休業等に関する条例の主な改正内容についてです。

改正前は、1日につき2時間を超えない範囲で取得可能としていた部分休業の取得形態について、改正後は、新たに1年につき10日相当の範囲内で取得可能とする形態を追加し、いずれかを選択できることとするものです。

審査に当たりましては、育児休業制度をはじめとする仕事と育児の両立支援制度の対象となる職員の所属する職場において、その利用を可能または容易にする体制の整備が求められていることについてたどりました。

執行部によりますと、制度を利用しやすい職場の雰囲気醸成することの大切さは認識しており、併せて業務の円滑な遂行が可能となるような仕組みを考えていきたいとのことです。

本委員会としましては、職員の働き方改革にもつながる改正であることから、執行部の

説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第75号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、安川コミュニティセンターの建替えに伴い、同センターの位置を朝倉市下湊737番地1から朝倉市千手805番地1へ変更するものです。

新しい安川コミュニティセンターは、令和7年9月末に竣工し、同年11月1日から稼働予定です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第82号議案財産の取得について（電話交換機等）です。

取得する財産は、朝倉市新庁舎で使用する電話交換機等で、取得価格は3,135万1,210円です。

契約の相手方は、株式会社キューオキです。平成29年度に更新した現在の電話交換機は、新庁舎への移転の時点で使用期間が約8年となります。これは法定耐用年数の6年を超過していますが、新庁舎への移転と併せての更新を見込み、耐用年数を超えて使用を継続していたものです。

財産の内訳は、電話交換機本体1台のほか、他回線通話録音装置2台、本庁及び支所間の電話転送時の分岐点となるL2スイッチ1台、電話交換機の状態を監視するパソコン1台です。

審査に当たりましては、交換機の更新により、支所及び関係機関への電話転送の方法が変わるのかとの点についてたどりました。

執行部によりますと、本更新による転送方法等の変更はないとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第83号議案財産の取得について（ネットワーク機器等）です。

取得する財産は、市内64か所の公共施設を結ぶネットワーク機器で、取得価格は、契約金額1億8,150万円のうち1億1,341万円です。

契約の相手方は、株式会社九州日立システムズ営業統括本部です。

現在、市役所の業務は、庁舎内にあるサーバー、自治体専用のネットワーク及びクラウド環境並びにインターネットに接続しながら行われています。

今回取得するのは、この業務の正確性と業務環境の安全性を保つのに必要なアクセス制御装置及びインターネット接続時のセキュリティ対策機器です。今回の更新では、ネットワーク機器の変更により、大容量通信が可能となることと合わせ、機器構成の変更により、セキュリティの向上及びインターネットクラウドサービス対応による業務の利便性向上が図られます。

審査に当たりましては、落札業者と他の業者との入札金額の差が大きいことから、どう  
いう事情が考えられるのかとの点についていただきました。

執行部によりますと、予算を編成した令和6年11月前後は、世界的な半導体不足の影響  
等で購入予定機器の単価が高騰しており、その時期に予算要求をしていたところ、その後、  
半導体の価格が落ち着きを見せたため、予算額より価格が下降したものではないか、また、  
今回の落札業者が特段の企業努力により価格を抑えたものではないか、と考えられるとこ  
ろです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべ  
きものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会  
の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第72号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙におけ  
る選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討  
論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の  
とおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決  
されました。

次に、第73号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び朝倉市職員の育児休  
業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御  
意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の  
とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第75号議案朝倉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第82号議案財産の取得について(電話交換機等)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第83号議案財産の取得について(ネットワーク機器等)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第62号議案外7件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 北川清文君登壇)

○環境民生常任委員長(北川清文君) ただいま議題となりました第62号議案外7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論に

ついて、簡潔に御報告いたします。

まず、第62号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額は920万6,000円です。

本特別会計は、地域改善対策の一環として、住宅の新築や改修、住宅地を取得するための資金の貸付事業が実施されていたもので、現在は償還事務を行っています。

令和6年度の償還額は298万7,000円、貸付残金は7,807万1,000円、累計償還率は95.8%です。なお、令和5年度末で起債の償還は全て終了しています。財政調整のため基金積立てを行っており、令和6年度に26万5,000円の積立てを行い、当該年度末時点の基金現在高は8,205万9,000円です。

審査に当たりましては、貸付事業における不納欠損額についてたどしました。

執行部によりますと、令和6年度の実績ではなく、平成24年度から平成26年度の間に生じた時効の援用及び権利の放棄による不納欠損額とのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第63号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業に係る勘定事業と、朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定についてです。

歳入歳出差引額は、4,351万4,000円の黒字決算となりました。この差引額には、翌年度の普通交付金等返還見込額3,465万8,000円が含まれており、実質黒字額は885万6,000円の見込です。精算額確定後、最終的な黒字額については、令和7年度に朝倉市国民健康保険財政調整積立基金へ積立を予定しています。

年度平均被保険者数は、前年度から524人減少し1万898人でした。加入者世帯の減少が続いており、少子高齢化や社会保険適用拡大が影響していると考えられます。

国民健康保険税の収納状況は、令和6年度、調定額15億559万2,000円、収入済額は12億4,279万3,000円で、全体の収入率は82.55%です。そのうち、現年度分は、調定額12億4,084万1,000円、収入済額11億9,279万2,000円、収納率は96.13%です。

市の保険給付費と、個人の自己の一部負担金を含めた医療費10割での算出となりますが、被保険者の減少により、療養給付費は52億8,932万5,000円、前年度より2億5,451万1,000円の減額となりました。1人当たりの医療費では48万5,348円となり、前年度から17円減少しています。

原因の一つとして、団塊の世代が75歳になり、後期高齢者に移行したことで、国民健康保険に加入している被保険者の平均年齢が下がったことで、医療費も抑えられていること

が考えられます。

また、県の納付する国民健康保険事業費納付金においても、被保険者数の減少により、納付総額は前年度より減少したものの、1人当たりの納付金では16万3,185円となり、前年度より6,792円増加しています。

なお、令和5年度の収支差引額から普通交付金と返還額の差引額と預金利息を合わせた1,397万円を朝倉市国民健康保険財政調整積立基金に積立を行い、令和6年度末現在高は1億5,360万5,000円です。

審査に当たりましては、医療費動向についてただしました。

執行部によりますと、被保険者の減少によりレセプト件数、医療費については全体的に減少しており、1人当たりの医療費で比較すると17円減少となっており、医療費が抑えられていると考えられるとのことです。

次に、直営診療施設勘定についてです。

実質収支において257万8,000円の黒字決算となりました。外来受診者は1万3,686人。1日当たり受診者数は約47.5人です。前年度から427名減少しています。毎月の定期的受診ではなく、コロナ等の発熱患者の受診が減ったことが要因と考えられます。また、総合検診受診者数は2,013人、前年度から5名の減少です。

歳入では、受診者が減少したことにより、診療費が821万6,000円減額となりました。

なお、直営診療所施設勘定財政調整基金においては、施設整備事業に55万3,000円を取りくずしましたが、利子分の3,000円の積立を行い、令和6年度末時点の基金現在高は3億637万円です。

審査に当たりましては、診療所の用地取得についてただしました。

執行部によりますと、取得面積は4,385平方メートルとなり、単価は1平方メートル当たり1万5,900円とのことです。

本委員会としましては、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第64号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引額は3,988万1,000円です。

この差引額は、主に出納閉鎖期間中に収納した保険料が主なものであり、6年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に納めて精算するため、剰余金として積み上げることはありません。

被保険者数は、令和6年度末は1万273人となっており、前年度から257人増加しています。団塊の世代が随時後期高齢者に移行していくため、増加傾向となっています。

審査に当たりましては、後期高齢者医療における1人当たりの医療費についてただしました。

執行部によりますと、団塊の世代が後期に移行することにより、後期高齢者の被保険者

数が増加し、1人当たりの負担が抑えられたと考えられるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第65号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入歳出差引額は6,287万9,000円の黒字決算です。

令和6年度末、65歳以上の第1号被保険者数は1万8,091人で、前年度から56人減少しています。また、令和6年度中の要介護及び要支援認定申請者数は、新規、変更及び更新を合わせて2,399人で、前年度から412名減少しています。特に更新申請に関しては、令和3年度から有効期間の上限が36か月から48か月に延長することが可能となったことで、452人減少となりました。

第1号被保険者の要介護認定者数は3,223人です。前年度から58人増加し、認定率は0.3%増加となりましたが、朝倉市の認定率は、国、県より低い状況です。介護予防を目的とした地域支援事業等の取組により、健康寿命の延伸が図られていると考えられます。

審査に当たりましては、1点目に介護保険料の不納欠損についてただしました。

執行部によりますと、介護保険料は時効が僅か2年とのことで、時効を延長するなど対策を講じましたが、生活困窮で支払いが厳しい方や、お亡くなりになった方などについて収納できなかった部分が、不納欠損となったとのことです。

この答弁を受けて、さらに遺族への催促の実施についてただしところ、過年度分は相続人へ催促を行い、分納制約に基づき支払いをしている状況とのことです。

2点目に、緊急通報システムについてただしました。

執行部によりますと、65歳以上の単身、高齢者世帯で命に関わる病気を患っている人及び85歳以上で、常時見守りが必要な方が対象とのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第71号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

本件は、歳入歳出予算の総額に6,539万円を追加し、予算の総額を61億5,370万1,000円とするものです。

補正内容は、歳入では令和6年度の介護給付に係る支払基金交付金の追加及び令和6年度の決算確定に伴う繰越金を計上しています。

歳出では、令和6年度の介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う、国、県及び支払基金の返還3,358万3,000円及び令和6年度低所得者保険料権限負担金として、国への返還37万4,000円を計上し、余剰分3,143万3,000円を基金に積み立てます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、74号議案朝倉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、朝倉市役所本庁舎の移転に伴い、朝倉市福祉事務所の位置を朝倉市菩提寺412番地2から朝倉市甘木232番地1へ変更するものです。施行日については、令和8年1月5日です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第76号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、条例中に引用する当該法律の条項名を変更する必要が生じたことに伴い、規定の整理を行うものです。

改正する条令は、朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、朝倉市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する基準を定める条例及び朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。

改正の理由となった児童福祉法の改正内容は、1点目に、保育所の職員による虐待について児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様の規定を設けるものです。

2点目に、職員による虐待事案の通報義務等の対象に、もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う所定の施設や事業を追加するものです。

審査に当たりましては、本市において、保育所職員等における虐待の報告件数についてただしました。

執行部によりますと、朝倉市において、保育所職員等による虐待の報告はないとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第81号議案工事請負契約の締結についてです。

本件は、朝倉市国民健康保険直営診療所建替建設主体工事の工事請負契約を締結するに当たり、議会に議決を求められているものです。

工事請負人は、小島・環境施設・梶原特定建設工事共同企業体で、請負契約額は5億820万円です。なお、工期は令和7年9月から令和8年9月末までです。開所は、令和8年11月頃です。

審査に当たりましては、市が経営するにあたり、民間の差別化についてただしました。

執行部によりますと、現在も力を入れている予防診療を継続し、厳しい財政状況が続く中、検診率及び受診率の向上に力を入れていくとのことでした。

また、事業費の財源についてただしたところ、建設事業は、過疎債を7割、残り3割を一般財源としているとのことでした。なお、一般財源3割と過疎債対象外のものについては、

全市民を対象とした保険事業を実施するため、基金取り崩しと一般会計繰入の折半により経費を賄っているとのこと。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば、承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第62号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第63号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第64号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第65号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第71号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第74号議案朝倉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第66号議案外10件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 熊本正博君登壇）

○建設経済常任委員長（熊本正博君） ただいま議題となりました第66号議案外10件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第66号議案令和6年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は1億7,242万3,000円で、キリンビール工場からの水道使用料が主なものです。収益的支出は1億3,687万5,000円で、職員の人件費及び両筑平野用水施設管理費負担金が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入はゼロ円です。資本的支出2,475万7,000円で、企業債償還金が主なものです。

当年未処分利益剰余金8億5,615万1,000円のうち2,475万7,000円を組入資本金として処分し、処分後、残高は8億3,139万3,000円とのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第67号議案令和6年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は6億4,090万5,000円で、水道料金や水道加入金、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。収益的支出は

6億4,515万円で、職員の人件費、県南広域水道企業団朝倉系送水施設建設負担金や受水費、水道事業施設整備計画策定業務委託料及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は2億3,066万円で、水道管布設工事に係る企業債と県の補助金が主なものです。資本的支出は3億3,966万8,000円で、水道広域化推進プランに係る施設整備詳細設計業務委託料、配水管布設及び災害復旧工事が主なものです。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億900万8,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額799万5,000円、減債積立金8,538万9,000円及び過年度損益勘定留保資金1,562万3,000円で補填しています。

当年度は未処分利益剰余金15億7,983万8,000円のうち、8,538万9,000円を組入資本金として処分し、処分後、残高は14億9,444万9,000円とのことです。

審査に当たりまして、繰越利益が少額となってきたことや、水道管の老朽化等により、経営状態が悪くなることが考えられることから、今後の見通しについてたどしました。

執行部によりますと、現在、投資財政計画の見直しを行っており、その結果に基づき、今後10年間の経営方針等について、料金改定を含めて検討していくとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第68号議案令和6年度朝倉市簡易水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は518万6,000円で、水道使用料や一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。収益的支出は512万9,000円で、窓口業務委託料、水質検査手数料及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的支出及び収入はゼロ円です。

なお、当年度純利益は5万7,000円となり、前年度繰越利益剰余金8,000円を加えた6万5,000円が当年度未処分利益剰余金となっています。利益処分はしないとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第69号議案令和6年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は24億5,474万円で、下水道使用料、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。収益的支出は20億7,910万1,000円で、マンホールポンプや処理場の維持管理費、汚泥の運搬費、浄化槽の維持管理費や職員の人件費、窓口業務委託料、流域下水道維持管理負担金及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は16億3,186万8,000円で、下水道事業

費、下水道工事等に伴う受益者負担金、国及び県からの交付金及び一般会計からの繰入金  
が主なものです。資本的支出は24億6,062万9,000円で、職員の人件費、工事詳細設計等委  
託料、工事請負費及び流域下水道事業建設の負担金が主なものです。

令和6年度の下水道工事实績は、流域関連公共下水道事業では、下水道管布設を5,199  
メートル、特定環境保全公共下水道事業では1,924メートルを整備しました。

さらに、ストックマネジメント計画に基づき、朝倉中央浄化センター機器、電気設備及  
び農業集落排水事業の各浄化センター機械、電気設備及びマンホールポンプの更新工事を  
行いました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億2,876万円は、当年度分消費税及  
び地方消費税資本的収支調整額7,104万5,000円、減債積立金38万3,000円、過年度分損益  
勘定留保資金2,575万2,000円、当年度損益勘定留保資金4億7,879万9,000円、繰越利益剰  
余金処分量2億4,831万4,000円及び当年度利益剰余金処分量446万6,000円で補填していま  
す。

また、当年度の未処分利益剰余金が7億2,134万6,000円となり、2億5,316万4,000円を  
組入資本金として処分し、処分後、残高は4億6,818万2,000円とのことです。

審査に当たりましては、まず他会計からの繰入金は、昨年も10億円ほどであったかにつ  
いていただきました。

執行部によりますと、昨年も10億円ほどあったとのことです。下水道事業の経営は単独  
採算制の原則に基づき、効率的な運用を行うことが求められていますが、使用料収入をも  
って充てることが困難な不採算経費等については、経営状況にかかわらず、地方公営企業  
法の規定に基づき、一般会計から資金を繰り入れているとのことです。

次に、今後、施設の老朽化や人口減少による使用料収入の減により、より厳しい経営状  
況になることが考えられることから、将来の見通しについていただきました。

執行部によりますと、一般会計にできるだけ負担をかけないよう、国からの補助に見合  
った分の事業推進をしているものの、現在行っている投資財政計画の見直しの結果を踏ま  
えて、今後の経営方針について検討していくとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決及び  
認定すべきものと決しました。

次に、第77号議案朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、災害その他非常の場合において、給水装置工事業業者の確保が困難と判断され  
るときに、他の市町村または他の市町村長が指定した給水装置工事業業者による給水装置工  
事の実施を可能とするために規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするも  
のです。

具体的に、朝倉市水道給水条例第8条第1項において、「ただし、災害その他非常の場  
合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした

者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない」というただし書を加えます。

本委員会としましては、執行部の説明を了し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第78号議案朝倉市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、災害その他非常の場合において、排水設備工事事業者の確保が困難と判断されるときに、他の市町村長が指定した排水設備工事事業者による排水設備工事の実施を可能とするために規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものです。

具体的には、朝倉市公共下水道条例第6条ただし書において、「管理者が特に認めた工事については」を「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは」に改めます。

次に、朝倉市農業集落排水処理施設、地域排水処理施設及び小規模集合排水処理条例第11条ただし書において、「管理者が特に認めた工事については」を「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは」に改めます。

最後に、朝倉市個別排水処理施設条例第12条ただし書において、「管理者が特に認めた工事については」を「災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは」に改めます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、第79号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

本件は、平成29年7月、九州北部豪雨による被災した赤谷川下流域地区の農地改良復旧工事について、物価等の急激な変動、土砂運搬工及び現地精査による設計数量の変更に伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額「3億1,393万1,200円」を「3億5,797万9,600円」に改めるものです。

本件は、令和3年9月定例会での議会を経て、株式会社協和工業と工事請負契約を締結しているもので、請負契約額は4,404万8,400円の増額となります。

審査に当たりましては、今回の設計変更において、仮置きした土砂を残土処分とせず、有効利用を図るため、地区内で流用することから、残土処分とした場合と地区内流用する場合の経費についてただしました。

執行部によりますと、仮置きした土砂を全て残土処分とした場合は、2億円程度経費がかかる試算をしており、地区内流用に変更したことで経費の削減につながったとのこととす。

本委員会としましては、土砂の有効利用により経費も抑えられていることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第80号議案工事請負契約の変更についてです。

本件は、林道米ノ山線1号箇所における令和5年度災害復旧工事です。のり面掘削工及び残土処理工の設計の一部を変更したことにより、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額「1億3,382万6,000円」を「1億6,414万900円」に改めるものです。

本件は、有限会社梶原工建と工事契約を締結しているもので、今回の変更により、請負契約額は3,031万4,900円の増額となります。

審査に当たりましては、工事着工までに期間を要したため、変更が必要となったとの説明を受け、期間を要した理由についてただしました。

執行部によりますと、今回の変更箇所は、林道起点側となる林道側の復旧工事を先行して実施していたため、期間を要し、当該現場状況が変化したため、当初予定していた工法では安全性に問題が生じる可能性があることから、より安全な工法に変更したためとのことです。

本委員会としましては、安全な工法への変更であることから必要な変更であろうと判断し、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第84号議案財産の取得について（デスク及びワゴン）です。

取得する財産は、朝倉市新庁舎に設置するデスク80台、ワゴン460台です。

本件の入札は指名競争入札で行われ、取得価格は6,094万円で、契約の相手方は株式会社ヨシヅカです。

新庁舎の執務室内は、デスク配置を変更しないユニバーサルレイアウトを採用するため、複数人かけのベンチデスクと個別引出しのワゴンを購入するもので、新庁舎配置29課の職員数460名分のワゴン及び共用パソコン、プリンター配置等を含むベンチデスク560席分です。

審査に当たりましては、1台のデスクに何人かけることができるのかについてただしました。

執行部によりますと、8人がけのデスクが主であり、執務室内の形状により、4人がけ、2人がけのデスク配置するとのことです。

本委員会としましては、職務を遂行するために必要な備品であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第85号議案財産の取得について（キャビネット他）です。

取得する財産は、朝倉市新庁舎執務室内のキャビネット収納用の棚、会議打合せスペースに設置する机、椅子等です。

本件の入札は指名競争入札で行われ、取得価格は8,008万円で、契約の相手方は株式会社カジワラ商事です。

キャビネット等の文書収納の什器は、既存のファイリングキャビネットを全て転用配置した上で、不足する収納量を補うため、新規購入するものです。

本委員会としましては、不足分の購入であるため、正当なものであり、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第86号議案字の区域の変更についてです。

本件は、赤谷川下流域地区の市営土地改良（区画整理）事業に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。

これは、区域内の県営河川赤谷川が改良復旧されたことにより、地形に合わせて登記し直す必要があるため、境界の変更をするものです。

場所は、杷木林田から杷木星丸、杷木大山にまたがる区域で、県営河川赤谷川の下流部国道386号から上流1.4キロの範囲で、地区面積は20.4ヘクタールです。

具体的には、杷木林田字久保垣1番1ほか10筆、杷木林田字楠田1165番の一部、杷木星丸字拝松632番1の一部ほか38筆及びこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部の区域を杷木大山字塚田に、杷木星丸字拝松の647番の一部、杷木大山字塚田1098番3の一部、杷木林田字久保垣5番1の一部ほか21筆、杷木林田字篠原垣39番1の一部ほか20筆、杷木林田字下久保1105番1の一部ほか2筆及びこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部の区域を杷木林田字楠田に、杷木星丸字拝松647番の一部ほか5筆、杷木林田字篠原垣39番1の一部ほか3筆及びこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部並びに杷木星丸字拝松648番1の地先の道路である公有地の一部の区域を杷木林田字久保垣に、杷木林田字久保垣38番1の一部ほか1筆、杷木林田字塩田504番の一部ほか5筆及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部及び字篠原垣53番に隣接する字下久保の水路である公有地の一部の区域を杷木林田字篠原垣に、杷木林田字六郎丸531番1、杷木林田字藤ノ木1031番1ほか7筆及びこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部、字塩田507番及び508番に隣接する字篠原垣の道路である公有地の一部並びに字塩田510番に隣接する字下久保の水路である公有地の一部の区域を杷木林田字塩田に、杷木林田字五郎田1097番2の一部、杷木林田字塩田1099番4ほか4筆及びこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の一部の区域を杷木林田字下久保に、杷木林田字藤ノ木1044番4の一部及びこの区域に隣接する道路及び水路である公有地の全部、字五郎田1097番2に隣接する字藤ノ木の水路である公有地の全部並びに字藤ノ木1043番3及び1044番3の地先の道路である公有地の一部を杷木林田字五郎田に、字藤ノ木1008番2及び1028番1に隣接する字城園の道路である公有地の一部を杷木林田字藤ノ木に、杷木林田字川口942番1の一部ほか4筆、杷木林田字藤ノ木1028番1の一

部及びこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部の区域を杷木林田字城園に、杷木林田字城園963番3、杷木林田字藤ノ木1028番1の一部ほか2筆、杷木林田字石田585番1の一部ほか3筆、杷木林田字清水ケ元617番2の一部ほか18筆及びこれらの区域に隣接介在する道路及び水路である公有地の全部の区域を杷木林田字川口に、字塚ノ本614番1及び614番3の地先の道路である公有地の全部並びに字清水ケ元617番2の地先の水路である公有地の全部の区域を杷木林田字石田に、杷木林田字川口944番5の一部、杷木林田字石田585番1の一部ほか3筆及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに字清水ケ元617番1及び617番2に隣接する字塚ノ本の道路である公有地の全部の区域を杷木林田字清水ケ元に、杷木林田字清水ケ元617番1の一部ほか1筆及びこれらの区域に隣接する道路及び水路である公有地の全部並びに字清水ケ元620番2に隣接する道路及び水路である公有地の全部の区域を杷木林田字平田にそれぞれ編入します。

本委員会としましては、農地改良復旧工事に伴う字の区域の変更であり、正当なものであるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の結果と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 熊本正博君降壇）

○議長（小島清人君） 暫時休憩いたします。午前11時35分から再開いたします。

午前11時21分休憩

午前11時35分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第66号議案令和6年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第67号議案令和6年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第68号議案令和6年度朝倉市簡易水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第69号議案令和6年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第77号議案朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第78号議案朝倉市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案工事請負契約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案財産の取得について(デスク及びワゴン)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小島清人君)** 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案財産の取得について(キャビネット他)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小島清人君)** なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小島清人君)** 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案字の区域の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小島清人君)** なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(小島清人君)** 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第61号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

(決算審査特別委員長 加藤正二君登壇)

**○決算審査特別委員長(加藤正二君)** ただいま議題となりました第61号議案令和6年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

令和6年度の一般会計の決算は、歳入総額426億4,184万円、歳出総額410億6,045万円と、歳入歳出ともに2年連続で400億円を超える規模の決算となっており、普通会計決算における実質単年度収支は黒字決算となっております。

本件につきましては、議長を除く全議員で、予算の執行が議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における意見等の趣旨が十分生かされているかといった観点から、鋭意審査を行いました。

歳入歳出ともに前年度を上回る決算になりましたが、これは災害復旧事業や小学校施設

整備事業等、普通建設事業費の増及び人件費や市営住宅建て替え事業費等の増によるものです。

歳入においては、自主財源である市税において、個人市民税については昨年度に行われた定額減税により減となりましたが、固定資産税や軽自動車税は増となっています。

なお、地方特例交付金が増となっていますが、これはさきに申し上げた定額減税による減収を補填されたものです。

地方交付税では、普通交付税が増となっており、基準財政需要額における生活保護費、災害復旧費等の公債費算入などが主な要因です。

また、令和6年度においても、制度改正等による減はありながらも、約16億6,200万円という多額のふるさと応援寄附金を頂いています。

歳出では、義務的経費のうち人件費は、給与改定に伴う期末勤勉手当の増により、増となっています。扶助費は、物価高騰重点支援給付事業等の減はあったものの、生活保護費や定額減税補足調整給付等の増により増額となり、一方、公債費においては、繰上償還額の減などにより減額となっています。

いまだ災害復旧事業等に取り組む中、令和6年度も引き続き大型事業や物価高騰対策として、経済対策等において国・県の支援策とともに、市独自でも地方創生臨時交付金等を活用した様々な支援策を講じているほか、本市の産業、福祉、教育などの幅広い事業が実施されており、審査の中で安心安全な市民生活の確保のために取り組まれたことを確認しました。

しかし、実質単年度収支は黒字となり、公債費の繰上償還もなされましたが、財政調整基金等からの繰入れが行われ、令和6年度末の基金現在高は、前年度より13億5,600万円減の161億2,700万円となっています。地方債現在高は、前年度より15億7,900万円増の316億7,200万円となりました。

なお、公債費の任意繰上償還を10億7,500万円行うなど、後年度に対する財政負担を考慮する的確な財政運営がなされ、予算に基づく適切な事業実施が行われたものと確認しました。

また、委員会からは、地方債現在高が増となっているが、金利上昇等の影響で今後の支出増を危惧するが、収入をいかに確保していくかについてただしました。

執行部によると、事務事業の見直しや予定事業の繰延べによる負担軽減を図るほか、ふるさと応援寄附金の確保、効果的な基金の活用を行ってまいりたいとのことでした。

現在、新庁舎建設事業の継続や汚泥再処理センター改修等の大型事業が本格着手されており、これらの投資事業に多額の費用を必要としています。

また、社会保障関係費や金利上昇も含めた公債費、賃金、物価上昇等による人件費や物件費の増加が引き続き見込まれ、さらに豪雨災害等からの復興と地方創生を目的とした総合戦略における人口減少対策など、取り組むべき事業は多く、財政運営はより厳しさを増

していくと考えられます。

この決算から見える課題を見極め、改善等を要するものは対応し、かつ事務事業の見直しに基づく財源の確保、資源の有効活用等を図りながら、将来を見据えた持続可能な行財政運営に努めていただくことを確認し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 加藤正二君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第61号議案令和6年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり認定されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた7請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君登壇）

○総務文教常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました7請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

少人数学級の推進については、小学校の学級編制標準が令和3年度から段階的に35人に引き下げられ、朝倉市においても、令和7年度に小学校の全ての学年で35人学級となりました。

本請願では、中学校、高校での35人学級の早急な実施及びさらなる学級編制標準の引下げによる少人数学級の実現の必要性が述べられています。

また、子どもたちの豊かな学びと学校の働き方改革の実現のためには、教職員1人当たりの業務負担軽減が必要であり、そのための加配教員の増員、少数職種の配置増等の教職員定数改善が不可欠であるとされています。

さらに、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き下げることが求められています。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、本件に関連する全国都市教育長協議会の状況等について説明を受けました。

執行部によりますと、全国都市教育長会議において作成された決議の中に、「義務教育制度の根幹を維持するとともに義務教育費国庫負担制度の堅持を期する」こと及び「少人数学級や障害の多様化、教員の長時間勤務の改善、教員不足の解消に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期政策を期する」ことが明記され、併せて「令和8年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情」が提出されています。

執行部としても、教育の機会均等と教育水準の維持向上、教員の負担軽減を図る観点から、本請願の内容については賛同できるものであるとのことでした。

質疑に当たりましては、中学校における35人学級制の進捗についてただしました。

執行部によりますと、中学校については、令和8年度から3年間をかけて35人学級の達成が図られる見込みであるとのことでした。

本委員会としましては、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、7請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、7請願第1号は採択することに決しました。

次に、第70号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第70号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前11時58分休憩

午後零時1分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案4件、総務文教常任委員会から意見書案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 皆様方には連日の御審議、誠にありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

第87号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員に安部裕志を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第88号議案から第90号議案までの人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に柴田裕隆、安武幸子及び梶原由紀子を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、次に、意見書案第2号をお開きください。

意見書案第2号について、総務文教常任委員長の説明を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君登壇）

○総務文教常任委員長（仲山 寛君） それでは、意見書案第2号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元のタブレットに掲載のとおりであります。7請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書の採択の趣旨に沿いまして提出した次第です。

教育現場の負担軽減を図り、学校の働き方改革を実現することで、教職員が子ども一人一人と向き合う時間を確保し、個に応じた学びが可能となるよう、また、自治体間の教育格差を生じさせないために、少人数学級のさらなる推進、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合の引上げを求めるものです。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午後零時5分休憩

---

午後零時6分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書（2）をお開きください。

お諮りいたします。第88号議案から第90号議案までの3件は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第88号議案から第90号議案までの3件を一括議題といたします。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第87号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第88号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてから、第90号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を一括して議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号をお開きください。

それでは、意見書案第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りします。第87号議案から第90号議案の4件については、会議規則第35条第3項の規定により、意見書案第2号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議案書(2)をお開きください。

それでは、第87号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第88号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてから、第90号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

これより第88号議案から第90号議案までの3件を一括して採決いたします。第88号議案から第90号議案までの3件は、原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第88号議案から第90号議案までの3件は、原案のとおり全て同意されました。

次に、意見書案第2号をお開きください。

それでは、意見書案第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告をお開きください。諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後零時11分閉会